

令和3年2月19日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 9号



漫画、小説、写真、論文...海賊版と知りながら

行うダウンロードは違法です！

●令和3年1月1日から著作権法が変わりました

月額固定のサブスクリプションサービスの普及により、映画や音楽、漫画や書籍など様々なコンテンツが楽しめるようになりました。一方で、権利者の許可なく違法にアップロードされたコンテンツが掲載された海賊版サイトも横行しています。

こうした海賊版サイトによる被害の拡大を防止し、クリエイターの保護、コンテンツ産業の振興、文化の発展を図るため、著作権法が改正されました。

これにより、令和3年1月1日から、インターネット上に違法にアップロードされたものだと知りながらそのコンテンツのダウンロードを行う行為が幅広く違法となり、刑事罰の対象となる場合もあります。

●正規版を利用しましょう

スマートフォンやタブレットで気軽に様々なコンテンツを楽しめるようになりましたが、著作権者の許可なく違法にインターネット上に、そのようなコンテンツを公開し、多額の広告収入等を得る海賊版サイトの被害が極めて深刻となっています。

このような状態が続くと、コンテンツを製作するクリエイターや制作会社に正当な利益が還元されなくなり、新たなコンテンツの創作も困難となります。

文化を育てる意識を持ち、作者が収入を得られる正規版を利用しましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎^{い や や}188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん